中川企業川ばらず







[ビジネス大百科]

中小企業等

経営強化法の概要

~経営力向上計画で稼ぐ力を強化する~

◆ 茨城県中小企業団体中央会

CONTENTS

●ニュースフラッシュ ……8

●インフォメーション …10

●日本列島組合最前線 ···13

組合実務Q&A15

●理事長インタビュー …17

●業況リポート ………18

●中央会だより ………20

http://www.ibarakiken.or.jp/(いばらきビジネス大百科) 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

尼罗尔 太田和

中小企業等経営強化法の概要 ~経営力向上計画で稼ぐ力を強化する~

平成28年7月1日、中小企業等経営強化法が施行されました。

同法では、中小企業者や小規模事業者を対象に、固定資産税の軽減や金融支援などの優遇措置を規定しています。 中小企業者がこの措置を受けようとする場合、事業分野別の指針に基づき、3年から5年の期間で経営力向上計画を 作成し、主務大臣の認定を受けることが求められています。

本号では、同法の概要と、経営力向上計画作成のポイントについて解説します。

【法律が定められた背景】

人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、 人手不足など、中小企業・小規模事業者を取り巻く 事業環境は厳しさを増している。また、足下では、 生産性が低迷し、事業の持続的発展に懸念が存在し ている。

こうした中で、中小企業・小規模事業者には、労働の供給制約等を克服し、海外展開なども含めた将来の成長を果たすべく、「稼ぐ力」の向上(経営力向上)が求められている。

中小企業等経営強化法では、事業所管大臣が業種 ごとに、その稼ぐ力を向上するための「事業分野別 指針」が策定され、これに合わせて、中小企業の本 業の稼ぐ力を高めるため「経営力向上計画」を策定 することが定められた。

図1:中小企業等経営強化法の枠組み

(1) 生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況においては、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業において、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上が不可欠。

【経営力向上計画とは】

人材育成、コスト管理などマネジメントの向上や 設備投資など、自社の経営力を向上させるための計 画。

認定事業者は、優遇税制や金融支援等が受けられる(具体的な支援措置については後述)。

○制度利用のポイント

1. 申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容 などを策定する。

2. 計画策定のサポート

経営力向上計画の策定にあたっては、認定経営革新等支援機関(中央会、商工会議所、商工会、金融機関、税理士・公認会計士・中小企業診断士などの士業、金融機関等)の計画策定支援が受けられる。

(3) 業種別の課題への対応

生産性向上のための取組は、事業分野 ごとに企業が抱える経営課題や解決手 法が異なるため、同業者等のベストプラク ティスをもとに、自社において対策を講ず ることが効果的。

中小企業・小規模事業者の生産性向上のための法的枠組み

・政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供 ・適切な取組を計画した中小企業・小規模事業者等を政府が積極的に支援

(2)業種横断的な課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財 務内容の分析、I Tの導入等、経営資 源を十分活用するための取組が大事。 支援機関による伴走型の支援が重要。

(4) 中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引 のハブとなるなど、地域経済を牽引する 存在。中堅企業の生産性向上も一体 的に支援することで、地域経済に大きな 波及効果をもたらすことができる。

【事業分野別指針の概要】

基本方針に基づいた事業分野別指針(11業種)を定め、「稼ぎ方」のより具体的なイメージが持てるよう事業分野別の現状認識、課題、稼ぐために必要となる実施事項(取組内容)について、次のとおり言及している。

①製造業

現状認識

- ・国内生産額は1997年の114兆円をピークに 2000年代は100兆円前後で推移。過去20年間、 電気機械や繊維等の分野で生産拠点の海外展開 が進展し、今後もグローバルな地産地消の動き が進む
- ・他方、ここ数年で国内の新規投資・国内回帰の動きもみられる。中国をはじめとする新興国との労働コスト格差の縮小、行き過ぎた円高の是正がその要因。足下では深刻な人手不足に直面している
- ・内外の競争環境の変化をふまえ、各企業が狙う 市場に応じて各生産拠点の役割を明確化することが重要になっている

課 題

- ・新興国との労働コスト格差の縮小や円高の是 正、深刻な人手不足等競争環境の変化をふまえ て生産体制を再構築する必要がある
- ・IoT等の新たな技術も用いつつ原価管理の徹底、儲かる製品への注力、継続的なカイゼン活動、標準化、設備投資、省エネ化等を進める必要がある

取組内容

- ・競争力の源泉たる「強い現場」をさらに伸ばす 経営が重要
- ・多能工化、機械の多台持ち推進、異なる部品や 原材料等の共通化、他の事業者と連携した製造 体制構築による受注機会の増大
- ・設備投資、□ボット及びITの導入・省エネ推進等

②卸·小売業

現状認識

- ・卸売業においては、小売店の減少による市場規模の縮小、有力卸売企業間の合併統合による寡占化により、小規模事業者は厳しい経営環境に直面している
- ・小売業においては、事業所数が大きく減少している一方で、総合製造小売業(SPA)や電子

- 商取引(EC)の進展など、プレーヤーが多様化している
- ・訪日外国人の増加や海外展開の進展など新たな 需要を取り込む動きがみられる。今後は、様々 なデータを活用して消費者の需要を取り込むた めの工夫が求められている

課題

- ・卸売業における市場規模の縮小への対応
- ・小売業における人手不足への対応や国内外の新 たな需要の取り込み
- ·ITやデータ活用等技術導入の促進

取組内容

- ・自社の置かれた環境を把握し、強み・弱みを認 識するため、経営状態の見える化を行う
- ・その上で、必要な作業内容及びその手法を精査 し、付加価値を生まない作業を省力化するため、 受発注システム等にITを導入する
- ・ 省力化を通じて生じた資金や従業員の余力を、 差別化による付加価値創出に活用するため、営業活動・人材育成を強化する。その際、ITの導入によって得られたデータを、顧客のニーズ把握や適時適切な商品・サービスの提供に活用する

③外食·中食産業

現状認識

- ・調理や盛り付けなど、人手を要する工程が多く、他産業よりも労働集約性が高い。また、参 入障壁が低く、他産業からの参入が容易である とともに、世帯構造の変化、食の志向の多様化 により業態の多様化が進展している
- ・労働時間が長いものの賃金が安く、従業員の定 着率が低い
- ・大手事業者は、食材調達から調理加工、配送まで全体の行程をシステム化している

課 題

- ・安定的な労働力の確保
- ・付加価値向上の取り組みによる適正な対価の確 保
- ・安全性の向上と品質管理の徹底

取組内容

- ・バックヤード業務の効率化とともに、顧客満足 度向上のために、サービスの品質や付加価値の 向上に取り組むことが重要
- ・商品・サービスごとの食材の口スの把握と抑制、作業工程の標準化及びマニュアル化等



④旅館業

現状認識

- ・訪日外国人旅行客数が急増し、受け入れ態勢の 整備が急務となっている
- ・多大な資本を必要とする「資本集約型産業」であるため、需要量に応じた事業の縮小・拡大が 難しい
- ・労働時間が長いものの賃金が安く、従業員の定 着率が低い

課 題

- ・インバウンドの取り込みに向けた受け入れ態勢 の整備
- ・付加価値向上の取り組みによる適切な対価の確 保
- ・安定的な労働力の確保

取組内容

- ・サービス提供に間接的に関わる業務の効率化、 サービスの品質や付加価値の向上により顧客満 足度の向上に取り組むことが重要
- ・ICTを活用した割引サービスの実施、インターネット予約・注文の導入、新しい旅行形態への対応

⑤医療分野

現状認識

- ・高齢化が進み、国民医療費が増加
- ・医療サービスは人が支えるサービス。医療従事 者の勤務環境に配慮する必要がある

課 題

・医療サービスの安定的提供のため、医療従事者 の勤務環境の改善等を通じた人材確保、ICTの 活用等を通じたコスト削減

取組内容

- ・他の医療機関等との機能分化・業務連携等を通じて、医療サービスの質の確保・向上させ、事業の継続及び安定を進めることが重要
- ・医療等従事者の離職率の引き下げ、勤続年数の 長期化、定着率の引き上げ等

⑥保育分野

現状認識

- ・「子ども・子育て支援新制度」の施行により、 全ての子ども・子育て家庭を対象に、保育、幼 児教育、地域の子ども・子育て支援の質と量の 拡充を図ることが定められている
- ・女性の就業が進み、保育所等の利用率が上昇
- ・「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成

29年度末までに50万人分の保育の受け皿整備を進めている

課題

- ・都市部における保育の受け皿の確保
- ・保育士等の確保方策・就業継続支援・処遇の改 善
- ・多様化する保育ニーズへの対応

取組内容

- ・保育士等の業務負担を軽減し、職場定着を進め る
- ・保育士等の育成及び評価体制を構築し、質の高 い保育を提供する

⑦介護分野

現状認識

・高齢化が進み、介護需要が増加

課 題

- ・人材育成や勤務環境の改善等を通じて、質の高 い人材を継続的に確保する必要がある
- ・小規模事業所の割合が高いため、経営の効率 化・安定化を図る必要がある

取組内容

- ・生産性向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットやICT等の活用を推進する
- ・他の事業所との連携による研修の共同実施、業 務の共同化を推進する

8 障害福祉分野

現状認識

・障害福祉サービス等の利用者数は継続して増加

課 題

- ・人材育成や勤務環境の改善等を通じて、質の高 い人材を継続的に確保する必要がある
- ・小規模事業所の割合が高いため、経営の効率 化・安定化を図る必要がある

取組内容

- ・生産性向上とそれを通じた障害福祉職員の負担 軽減を図るため、介護ロボットやICT等の活用 を推進する
- ・他の事業所との連携による研修の共同実施、業 務の共同化を推進する



9貨物自動車運送事業分野

現状認識

- ・国内貨物輸送の4割強を担う重要な産業
- ・平成2年の規制緩和後、事業者数が1.6倍増加。事業者の約99%が中小企業者

課 題

- ・荷主都合で荷待ち時間等の負担が増え、労働時間が長時間化している
- ・顧客の需要に合わせた多頻度小口化による輸送 効率の低下

取組内容

- ・従業員や貨物自動車の投入量あたりの収益を改善することが重要
- ・荷主等との取引環境の改善、事業の共同化やIT の利活用による輸送効率の向上、事業活動に有 用な知識・技能を有する人材の育成を行うこと が必要

⑩船舶産業

現状認識

- ・鋼材の加工・組立から配管・電装・塗装の他、 舶用工業製品の取付など関連産業の裾野が広い 労働集約型産業。国内の部品調達率は9割以上 を占める
- ・かつて5割あった日本の建造シェアは約2割に減少。一方で、高性能・高品質の日本建造船への回帰がみられる
- ・外航船市場は、短期的には供給過剰・受注減局 面にあるが、長期的には新造船需要が回復する 見込み

課 題

- ・為替や市況の変動に対する耐力の向上
- ・性能・品質・コスト・サービスなど全てにおけ る競争力の強化
- ・産業の魅力向上と持続的な成長を支える人材の 確保・育成

取組内容

- ・情報技術や自動化技術等を活用し、船舶の開発・設計から建造、アフターケアサービスに至る全てのフェーズにおける生産性を向上させるとともに、新規市場の開拓、産学や地域の連携強化による人材確保・育成を推進する
- ・交通政策審議会より「海事産業の生産性革命に よる造船の輸出拡大と地方創生のために推進す べき取組について」が答申され、その中で「製 品・サービスの力」「拓く力」「造る力」「人の力」 の4つの力の強化策に取り組むことが重要

①自動車整備業

現状認識

- ・平成27年度の総整備売上高は約5兆5,000億円で、平成7年度の6兆6,000億円をピークに下降傾向にある
- ・新技術の発展により自動車の高度化が進み、自動車整備業においても新たな設備・機器の導入が必要となっている

課 題

- ・新技術に対応した設備・機器の導入と既存設備 の更新
- ・整備士の高齢化、新規就職者の減少に対応する ための有資格者の確保・育成

取組内容

- ・自動車の高度化に対応した整備作業等の方法の 教育及び研修制度を充実させる等人材育成支援 制度の充実
- ・自動車保険を扱う企業等との業務連携により、 事故車両に係る整備依頼を優先的に受ける等、 受注機会の増大を図る
- ・また、自動車整備事業者間の連携体制を構築 し、特殊な設備等が必要な工程や難度が高い工 程については、専門性を有する自動車整備事業 者が分担することにより受注機会の増大を図る

【認定後に受けられる優遇措置】

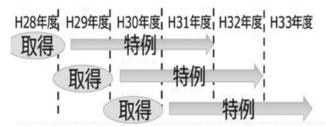
- ・新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 中小企業者(※1)が取得する新規の機械装置(※2) について、以下の要件を満たした場合、3年間、固 定資産税を1/2に軽減する。(図2参照)
 - ※1 中小企業者の定義:資本金1億円以下、大 企業の子会社を除く
 - ※2 機械装置:生産性を高める新品の機械装置 が対象で、下記の3項目を満たすもの
- ①160万円以上
- ②生産性の1%以上向上が見込めること
- ③10年以内に販売開始されたもの

ただし、再生可能エネルギー発電設備の特例措置 等は適用外。

また、平成28年度に認定を受ければ、生産性向上設備投資減税の措置も受けることができる。同税制については下記の経済産業省ホームページへ。http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html



図2:取得時期と軽減期間



※例: 平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税が軽減されます。

【その他の支援措置】

①商工中金による低利融資

(中堅クラス向け) (中小企業者向け)

認定を受けた経営力向上計画の実施に係る融資について、商工中金独自の低利融資を受けられる。

②中小企業信用保険法の特例を適用 (中小企業者向け)

中小企業者が認定を受けた経営力向上計画の実施 にあたり、民間の金融機関から融資を受ける際に、 信用保証協会から普通保険などの別枠の追加保障や 保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

	通常枠	別枠	
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)	
無担保保険	8,000万円	000万円 8,000万円	
特別小口保険	1,250万円	1,250万円	
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円(<u>保証枠の拡大</u>)		

③中小企業投資育成株式会社法の特例を適用 (中小企業者向け)

経営力向上計画の認定を受けた場合、資本金3億円以下の株式会社だけでなく、3億円を超える株式会社も中小企業投資育成会社からの投資を受けられる。

④日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット(中小企業者向け)

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内の親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本政策金融公庫が提携する海外金融機関から現地通貨での融資を受ける場合、同公庫の債務保証を受けられる。

・補償限度額: 1法人あたり4億5,000万円

・融資期間: 1年から5年

⑤中小企業基盤整備機構による債務保証 (中堅クラス向け)

信用保険法の特例措置を受けられない中小企業者 以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要 な資金について、中小企業基盤整備機構から下記の 債務保証を受けられる。

· 保 証 額:最大25億円

·保証割合:50%

・保証料率:担保有の場合0.3% 担保無の場合0.4%

⑥食品流通構造改善機構による債務保証 (中堅クラス向け)(中小企業者向け)

食品製造業者等は、経営力向上計画の実施にあたり、民間金融機関からの融資を受ける際に、食品流 通構造改善機構から債務保証を受けられる。

図3:対象となる中小企業、中小事業者

ア 中堅企業・ その他政令で定める 法人 ※1に該当する者を除く	イ中小企業者	ウ 中小事業者等 (租特税法の中小事業者 及び中小企業者)	工小規模事業者
資本金10億円以下の会 社又は従業員数2000 人以下の会社及び個人	【中小企業者の定義】 のとおり	会社及び資本又は出資を有する法 人:資本金又は出資の総額が1億円 以下 資本又は出資を有しない者:従業員 数1000人以下	(製造業その他) 従業員数20人以下 (商業・サービス集) 従業員数5人以下

企業組合や協業組合、事業協同組合、商工組合その他政令で定める組合については、イの中小企業者に含まれます。

※ただし、経営力向上計画の認定を受ければ必ずこれらの措置を受けられるわけではありませんので、ご留意ください。

【経営力向上計画の策定、申請手続き】

STEP 1 申請前に行うこと

①固定資産の軽減措置を受ける場合

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る 仕様等証明書(設備証明書)を申請書と併せて提出 することが必要となる。購入を予定している機器の メーカーに申請すれば取得できる。ただし、申請し てから取得できるまで最大で2か月かかることもあ るので注意。



②金融支援を受ける場合

経営力向上計画を作成する前に、金融機関への相 談が必要。

STEP2 経営力向上計画認定申請書を入手する

下記URLから様式をダウンロードする。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

様式① 認定申請書

様式② 経営力向上計画 の2種類

STEP3 書類の作成と提出

中小企業庁では、申請書作成の手引きを公開している。下記URLへ。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf

また、中小企業基盤整備機構では、経営力向上計画の作成にあたり、計画作成アプリ「経営計画つくるくん」を開発した。下記URLからダウンロードできる。(スマートフォン、タブレット対応)http://tsukurukun.smrj.go.jp/

計画作成のご相談は、最寄りの商工会・商工会議所、中央会、金融機関などの支援機関へ。

【県内の主な相談窓口】

県中小企業団体中央会: 029-224-8030 県商工会連合会: 029-224-2635 県商工会議所連合会: 029-226-1854 県中小企業振興公社: 029-224-5317

中小企業庁事業環境部企画課 経営力向上計画相 談窓口でも相談を受け付けている。

TEL: 03-3501-1957

(平日9時から12時、13時から17時)

申請書類が完成したら、各事業分野の主務大臣へ申請する。郵送による申請も可能。

STEP4 経営力向上のための取組みを実行

申請書提出から認定まで30日程度要する。認定 を受けた事業者は、各種支援措置を受けて、経営向 上のための取組みを実行する。

【中小企業等経営強化法の詳細】

中小企業庁ホームページには、同法が詳細に掲載されている。下記URLへ。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

経営力向上計画に関するQ&Aは一覧表にまとめられている。下記URLへ。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160725qanda.pdf

図4:経営力向上計画申請手続きのフロー図

